



暗号モジュール認証機関要員管理手順

平成 30 年 7 月 1 日

IPA

CBM-01-C

Certification Body Management System

独立行政法人 情報処理推進機構

目次

1 . 目的	1
2 . 用語	1
3 . マネジメントシステム責任者等の指名.....	1
4 . 暗号モジュール認証要員の資格基準	1
5 . 暗号モジュール認証要員の指名.....	2
6 . 暗号モジュール認証要員等の管理.....	2
6 . 1 倫理.....	2
6 . 2 暗号モジュール認証要員の能力維持	2
6 . 3 認証要員の査定	3
6 . 4 認証要員の確保	3
6 . 5 兼務及び代理について.....	3
6 . 6 認証業務運営に係る要員リストの作成.....	3
7 . 記録	3
8 . 教育・訓練の実施手順	4
8 . 1 教育・訓練計画.....	4
8 . 2 認証要員研修.....	4
8 . 3 フォローアップ研修.....	4
8 . 4 外部の技術研修等	4
9 . 委員会.....	5
9 . 1 委員会の運営手順	5
9 . 2 審議事項.....	5
9 . 3 委嘱作業.....	6
様式 1 指名書	8
様式 2 暗号モジュール認証要員履歴書.....	9
様式 3 暗号モジュール認証要員審査票.....	10
様式 4 倫理誓約書.....	11
様式 5 認証業務運営に係る要員リスト	12
様式 6-1 就任依頼状	13
様式 6-2 派遣依頼状	14
様式 7-1 就任承諾書	15
様式 7-2 派遣承諾書	16
様式 8 委嘱状	17

暗号モジュール認証機関要員管理手順

最終改正 平成 30 年 6 月 28 日 2018 情セ第 234 号

1. 目的

本手順は、独立行政法人 情報処理推進機構（以下「機構」という。）が暗号モジュール認証機関（以下「認証機関」という。）として実施する暗号モジュール試験及び認証制度（以下「認証制度」という。）の運営に必要な要員の指名、暗号モジュール認証要員（以下「認証要員」という。）の資格基準及び指名等並びに委員会について定めることを目的とする。

2. 用語

本手順で使用する用語は、「暗号モジュール試験及び認証制度の基本規程」(JCM-01)（以下「制度基本規程」という。）において使用する用語の例による。また、この規程で使用する認証業務運営に係る要員の役割並びに責任及び権限は、「暗号モジュール認証機関の組織及び業務運営に関する規程」(CBM-01)（以下「業務運営規程」という。）において定められたものとする。

3. マネジメントシステム責任者等の指名

統括責任者は、マネジメントシステム責任者、暗号モジュール技術管理者（以下「技術管理者」という。）又はそれらの代理者を、「指名書」(様式 1)により指名する。なお、統括責任者は、同様にして、統括責任者の代理者を指名することができる。

4. 暗号モジュール認証要員の資格基準

暗号モジュール認証要員（以下「認証要員」という。）の資格基準は、次に掲げる条件を全て満たす又はそれと同等以上の知識及び経験を有するとして技術管理者が認めた者とする。

情報処理技術（特に、OS やネットワークなど）の基本的・共通的な知識及び情報セキュリティ技術の基礎知識を持っていること。

暗号モジュール認証に関連する規程類、手順、制度基本規程の附属書 A に掲げる暗号モジュールセキュリティ要件等に精通していること。

文書及び口頭の両面で十分な意志の疎通ができること。

公正を欠き差別的な暗号モジュール認証になる恐れのある商業上、財政上、その他の圧力又は利害対立の影響を受けないこと。

認証の対象となり得る暗号モジュール等の開発、研究、コンサルタント、指導等の業務に、現在従事していないこと。

情報分野における高等教育（専門学校、短大、大学）を修了し 3 年以上の適切な実務経験又は 5 年以上の適切な実務経験を有していること。

情報セキュリティ分野の技術的活動に従事していること。

技術管理者が認める認証機関要員教育及び訓練のための研修等を経験し、かつ、その内容を十分に修得していること。

暗号モジュール等の開発の実務経験を有すること又は暗号モジュールに対して十分な暗号モジュール試験の経験を有していること。

技術管理者又は認証要員と共に暗号モジュール試験の検証作業を行い、「暗号モジュール認証報告書」に類似した文書の作成に携わった経験が1回以上あること。

5．暗号モジュール認証要員の指名

- (1) 認証要員になろうとする者（以下「候補者」という。）は、「暗号モジュール認証要員履歴書」（様式2）を提出する。
- (2) 技術管理者は、候補者として適正な資質を有するか、「暗号モジュール認証要員審査票」（様式3）を用いて書面審査を行う。書面審査においては、候補者について4．暗号モジュール認証要員の資格基準の資格基準の～を確認する。
- (3) 技術管理者は、4．の資格基準を満たさない者であっても、これと同等以上であると判断した候補者については、(4)の面接を行うことができる。
- (4) 技術管理者は、書面審査により認証要員になる者として適切であると判断した候補者について面接を行い、候補者が資格基準に適合しているかどうかを審査する。また、4．の事項については、必要に応じて候補者と共に作業を行った認証要員の意見を考慮する。
- (5) 技術管理者は、書面審査及び面接の結果を「暗号モジュール認証要員審査票」（様式3）に記述し、候補者が4．の資格基準を満たすと判断したときは、統括責任者に報告する。
- (6) 統括責任者は、候補者が認証要員としての資格基準を満たしているとの報告を受けたときは、当該候補者を認証要員として「指名書」（様式1）により指名する。

6．暗号モジュール認証要員等の管理

6．1 倫理

認証業務運営に携わる全ての者は、認証業務の実施に先立ち、「倫理誓約書」（様式4）を統括責任者に提出する。また、認証要員は、担当する暗号モジュール認証の申請者、暗号モジュール認証の対象となる暗号モジュールの供給者又は設計者との過去及び現在の関係を技術管理者に対して明言する。

6．2 暗号モジュール認証要員の能力維持

(1) マネジメントシステム責任者は、技術管理者が年度初めに立案した計画に従い、認証制度運営のための教育・訓練を行う。特に、暗号モジュール認証の要求事項を変更するときは、十分な時間の余裕をもって行わなければならない。

- (2) マネジメントシステム責任者及び技術管理者は、認証要員に対して、認証に関する規程、手順及び最新情報を提供する。
- (3) 技術管理者は、認証要員に対して、認証に関する技術的な最新情報を提供する。
- (4) 統括責任者は、認証要員への教育・訓練の計画及び評価結果を、マネジメント・レビューの資料とする。また、統括責任者は、認証要員に適確な教育・訓練が行われているかどうかについて、確認を行う。

6.3 認証要員の査定

技術管理者は、マネジメントシステム責任者と協議を行い、次の手法を用いて、適宜認証要員の業務実施能力の査定を行い、その結果を統括責任者に報告する。

面談

実際の認証作業における観察及び評価

研修及び関連事項の記録確認

事業者へのアンケート

また、この査定によって認証要員の適格性に疑義が生じた場合、統括責任者は、認証要員としての指名を一時停止して、8.3 フォローアップ研修を受けさせる処置を行うこととする。指名を一時停止された認証要員は、統括責任者の判断により、認証要員としての指名を再度受けることができる。認証要員としての指名の一時停止及び再指名は、「指名書」（様式1）を準用して行う。

6.4 認証要員の確保

統括責任者は、認証制度運営に必要な認証要員の確保が、この規程による手続では困難であると認めるときは、マネジメントシステム責任者及び技術管理者と協議を行い、認証要員としての適任者を確保する。

6.5 兼務及び代理について

必要に応じて、技術管理者は、認証要員を兼務することができる。また、必要に応じて、認証要員は、暗号モジュール業務担当者を兼務することができる。マネジメントシステム責任者は、代理を指名することができる。

6.6 認証業務運営に係る要員リストの作成

マネジメントシステム責任者は、「認証業務運営に係る要員リスト」（様式5）を作成し、最新の状態に維持する。

7. 記録

また、記録等を常に最新の状態に維持し、かつ、適切に管理及び保存する。認証要員に関

する記録は次によるものとし、マネジメントシステム責任者が責任を持ち管理する。

認証要員ファイル（履歴書、審査記録、業績の査定等を含む。）

研修関係ファイル（教育・訓練・研修記録、配付資料、試験、演習等を含む。）

8．教育・訓練の実施手順

8．1 教育・訓練計画

技術管理者は、認証制度運営に必要な人的資源を確保するため、マネジメントシステム責任者と協議を行い、年度の初めに認証要員の必要性と教育・訓練のニーズを勘案し、教育・訓練計画を立てる。

マネジメントシステム責任者は、機構の職員の中から教育・訓練担当者を指名し、その計画の実施に当たらせるとともに、適宜その結果について技術管理者に報告させる。

8．2 認証要員研修

8．2．1 参加者の選定

教育・訓練担当者は、関係者と調整及び検討の上、認証要員又は認証要員候補者の中から研修受講予定者を選定し、認証要員研修コースに参加させる。

8．2．2 指導員の選定

教育・訓練担当者は、指導員を、暗号モジュール試験及び認証制度並びに制度基本規程の附属書 A に掲げる規格等について精通しており、かつ、その知識をもって教育する能力を持っている職員、学識経験者、有識者、十分な経験を持った認証要員等のなかから選定する。補助者が必要な場合は、上記に準じた者であり、かつ、提示される教材を理解している者から選定する。

8．2．3 研修教材及び資料

教育・訓練担当者は、必要に応じ、事前に研修教材及び資料を参加者に送付する。

8．2．4 研修の実施

指導員は、認証要員又は認証要員候補者に対し、暗号モジュール試験及び認証制度の認証に係る実務について研修を実施する。

8．3 フォローアップ研修

教育・訓練担当者は、認証業務で認証要員の能力を監視するのに加え、規格の変更があった場合等、必要と認めるときにはフォローアップ研修を開催する。これらの手続は、8．2 に準ずる。

8．4 外部の技術研修等

教育・訓練担当者は、認証要員に対し、認証業務上で必要な個別の技術的事項の習得及び

向上を図るため、標準化機関、認証関連機関、試験関連機関等の外部機関の実地研修、技術研修等に参加できるように配慮する。

9．委員会

認証機関は、業務運営規程に規定された運営審議委員会及び技術審議委員会を設置する。

9．1 委員会の運営手順

- (1) 委員会における評決は、出席した委員の全員一致によるものとする。意見の一致をみないときは評決を取り、最終意見は、委員長に一任するものとする。
- (2) 委員会は、原則として、代理人の出席は認めない。ただし、委員より事前に代理人を出席させる旨の通知があり、かつ、代理人が当該委員から委任された場合は、委員長は代理出席を認めることとする。
- (3) 各委員会の委員長は、必要があると認めるときは、当該委員長が長を務める委員会以外の委員会の委員、専門家及び機構の職員を当該委員長が長を務める委員会に出席させ、意見の開陳又は説明を求めることができる。
- (4) 技術審議委員会にあっては、委員長がその審議対象となる案件について一部の委員に利害関係があると認めた場合には、委員長は、その案件について当該委員の一時退席を求める等の配慮を行わなければならない。

9．2 審議事項

9．2．1 運営審議委員会

運営審議委員会は、暗号モジュール試験及び認証制度の運営に関して、統括責任者に対する助言機関として、次の事項について審議し、提案する。

- (1) 暗号モジュール試験及び認証制度の運営の方針に関する事項
- (2) 「暗号モジュール試験及び認証制度の基本規程」及び「暗号モジュール認証機関の組織及び業務運営に関する規程」の改廃に関する事項
- (3) 運営方法の見直し及びその是正措置の実施状況等に関する事項
- (4) その他認証制度の円滑な運営に必要な事項（委員会構成の変更、将来の運営に影響する事項等を含み、他の委員会の審議事項を除く。）

9．2．2 技術審議委員会

技術審議委員会は、統括責任者に対する技術的専門事項の助言機関として、次の事項について審議し、提案する。

- (1) 暗号モジュール認証のためのセキュリティ要件及び試験要件の策定に関する事項
- (2) 暗号アルゴリズムの承認に関する事項
- (3) 承認された暗号アルゴリズムの試験要件の策定に関する事項

(4) その他認証制度運営に係る技術的事項

9.3 委嘱作業

委員の委嘱は、次により行う。

- (1) 委員会の事務局は、委員候補者に委員就任の内諾を得る。
- (2) 委員会の事務局は、委員候補者及びその所属機関の上司（委員候補者が機関に所属しない場合には本人あてのみとする。）に対し、様式 6-1 及び様式 6-2 を用いて委員の就任を依頼する。
- (3) 当該各者から承諾書（様式 7-1 及び様式 7-2（所属機関の上司に依頼した場合のみ））及び倫理誓約書（様式 4）が提出されたのち、委嘱状（様式 8）によって機構の理事長が委員を委嘱する。

附 則

この手順は、平成 18 年 10 月 30 日から施行し、平成 18 年 10 月 2 日から適用する。

附 則

この手順は、平成 19 年 11 月 14 日から施行し、平成 19 年 10 月 26 日から適用する。

附 則

この手順は、平成 20 年 1 月 23 日から施行し、平成 20 年 1 月 7 日から適用する。

附 則

この手順は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 28 日 2018 情セ第 234 号・一部改正）

この手順は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

暗号モジュール認証機関要員管理手順 に係る様式集

(注) 様式については、申請及び管理等の便宜に資するために
変更することがあり得ます。

最新の様式については、認証機関の Web ページで公表します。

暗号モジュール認証要員履歴書

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	
生年月日	
現住所	〒 TEL
学歴(高等教育以上)	
職歴 (過去 2 年間は、特に 詳細に記述すること)	
学会、専門分野委員会 等活動経験	
国家資格等	
情報セキュリティに 関する知識及び経験 とその内容・年数	
暗号モジュールに関 連する研修等の実施 時期・内容・期間	
暗号モジュール等の 開発の実務経験又は 暗号モジュール試験 の経験の内容・年数	
備考	

記入欄が不足するときは、別紙を添付してもよい。

資格・研修に関しては、証明するものの写しを添付すること。

暗号モジュール認証要員審査票

(ふりがな) 氏 名	
書面審査	実施日： 年 月 日 実施者： 結果：資格基準を満たし適格 ・ 資格基準と同等以上 ・ 不適格 < 高等教育及び実務 > < 情報セキュリティ分野 > < 研修 > < 開発又は試験経験 >
面接審査	実施日： 年 月 日 実施者： 結果：
審査結果	暗号モジュール認証要員の資格を(満たしている・満たしていない)
備考	

倫理誓約書

暗号モジュール試験及び認証制度の運営にあたり、これを他の業務と明確に区別するために、以下のとおり宣誓します。

1 守秘義務

暗号モジュール試験及び認証制度の運営を通じて知り得た情報を暗号モジュール試験及び認証制度の運営以外の目的で漏洩したり、他の業務の遂行に用いません。また、この義務及び責任は暗号モジュール試験及び認証制度の運営から外れた後も継続することを理解します。

2 利害衝突の排除 (外部圧力の排除)

暗号モジュール試験及び認証制度の運営以外の業務活動の影響を暗号モジュール試験及び認証制度の運営におよぼさず、かつ暗号モジュール試験及び認証制度運営の活動を通じて得た正当な情報だけを用いて暗号モジュール認証プロセス等を実施します。また所属部署上層部、他部署、他機関等から圧力を受けた場合にはこれを断り、直ちに暗号モジュール試験及び認証制度におけるマネジメントシステム責任者に通知をします。

さらに、暗号モジュール試験及び認証制度の運営に利害を有する人物からの勧誘・贈り物等による、いかなる利益も受諾しません。

3 規則遵守

上記を含め、暗号モジュール試験及び認証制度の業務執行に関しては、暗号モジュール試験及び認証制度における要員として定められた全てのルールに従い、誠実にこれを履行します。

年 月 日

所属

氏名

印

認証業務運営に係る要員リスト

役割	氏名	着任日	退任日	資格及び経験
最高経営管理者				
統括責任者				
マネジメントシステム責任者				
マネジメントシステム責任者代理				
暗号モジュール技術管理者				
暗号モジュール認証要員				
暗号モジュール認証要員				
暗号モジュール業務担当者				
運営審議委員会委員長				
運営審議委員会委員				
運営審議委員会委員				
運営審議委員会委員				
運営審議委員会委員				
運営審議委員会委員				
運営審議委員会委員				
技術審議委員会委員長				
技術審議委員会委員				
技術審議委員会委員				
技術審議委員会委員				
技術審議委員会委員				
技術審議委員会委員				
技術審議委員会委員				
技術審議委員会委員				
WG 主査				
WG 委員				
WG 委員				
WG 委員				
WG 委員				

様式 6-1

xxxx 情セ第 xx 号
年 xx 月 xx 日

< 所属名 >
< 委員名 > 様

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 < 理事長名 >

「 」委員の委嘱について

拝啓 時下益々御盛祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業運営にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構は、暗号モジュール認証業務を円滑に推進するため、標記委員会を設置しております。

つきましては、下記のとおり、貴台に当該委員会委員にご就任いただきたく、ご多用中のところ誠に恐縮ではございますが、何卒ご受諾くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご承諾いただける場合は、同封の就任承諾書及び倫理誓約書に所定の事項を記入、捺印いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

又、諸般の事情で謝金等のお受け取りができない場合は、その旨、就任承諾書の余白にお書き添えください。

敬具

記

1. 委嘱期間：委嘱依頼日から 年 xx 月末日まで
2. 開催頻度：年 回程度
3. 所用時間：1 回につき 2 時間程度。
4. 謝金等：弊機構謝金等規程に基づき支給

以上

様式 6-2

xxxx 情セ第 xx 号

年 xx 月 xx 日

< 所属名 >

< 委員上司名 > 様

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 < 理事長名 >

「 」委員の委嘱について（兼業依頼）

拝啓 時下益々御盛祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業運営にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構は、暗号モジュール認証業務を円滑に推進するため、標記委員会を設置しております。

つきましては、下記のとおり、貴機関 < 委員名 > 氏に当該委員会委員にご就任いただきたく、ご多用中のところ誠に恐縮ではございますが、何卒ご受諾くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご承諾いただける場合は、同封の派遣承諾書に所定の事項を記入、捺印いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 委嘱期間：委嘱依頼日から 年 xx 月末日まで
2. 開催頻度：年 回程度
3. 所用時間：1 回につき 2 時間程度。
4. 謝金等：弊機構謝金等規程等に基づき支給

以上

様式 7-1

番号
年月日

就任承諾書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 殿

暗号モジュール試験及び認証制度における として就任することを承諾します。

所属

役職名

氏名

印

勤務先所在地 〒

(施行注意 : 「 」には、委員会委員の委嘱内容を記載する。)

様式 7-2

番号
年月日

派遣承諾書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 殿

暗号モジュール試験及び認証制度における として【委員名】を派遣することを承諾
します。

所属

役職名

氏名

印

(施行注意 : 「 」には、委員会委員の委嘱内容を記載する。)

改訂履歴

識別番号	CBM-01-C	
改訂年月日	作成者・承認者	改訂内容
平成 18 年 10 月 30 日	上野・仲田	新規制定
平成 19 年 11 月 14 日	櫻井・占部	一部改正
平成 20 年 1 月 23 日	櫻井・占部	一部改正
平成 23 年 4 月 19 日	櫻井・仲田	一部改正
平成 30 年 6 月 28 日	櫻井・江口	一部改正